

市報第8号及び市第20号議案  
 令和3年度横浜市一般会計補正予算（第1号及び第2号）  
 （こども青少年局関係部分）

国は、「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について」（令和3年3月）において、「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金」の支給をはじめ、ひとり親世帯等への支援を決定しました。

「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金」の対象は「(1)ひとり親世帯」と「(2)その他（ひとり親以外）の子育て世帯」になりますが、このうち国から給付の概要が早期に示された「(1)低所得のひとり親世帯」分について、可能な限り早期に給付するため、令和3年3月30日付で地方自治法第179条の規定に基づく市長専決処分により令和3年度予算の補正を行いました。（令和3年度横浜市一般会計補正予算（第1号））

そのため同条第3項の規定に基づき、本定例会で専決処分について報告（市報第8号）を行い、承認を求めます。

なお、「(2)その他（ひとり親以外）世帯の子育て世帯」分及び、「(3)ひとり親家庭自立支援事業」については、本定例会で提出している（市第20号議案）において補正を実施し、迅速に対応してまいります。（令和3年度横浜市一般会計補正予算（第2号））

1 総括表

(1) 市報第8号（補正予算第1号） 専決処分対象

（単位：千円）

	補正額	国支出金	県支出金	その他	一般財源
低所得のひとり親世帯臨時特別給付金給付事業	1,821,821	1,821,821	0	0	0

(2) 市第20号議案（補正予算第2号） 本定例会補正予算案

（単位：千円）

	補正額	国支出金	県支出金	その他	一般財源
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	2,850,150	2,850,150	0	0	0
ひとり親家庭等自立支援事業	69,836	51,604	0	0	18,232
合計	2,919,986	2,901,754	0	0	18,232

## 2 事業内容

### (1) 低所得のひとり親世帯臨時特別給付金給付事業 専決処分対象

#### ア 支給対象者

横浜市内在住のひとり親世帯のうち、以下①から③のいずれかに該当する方

①令和3年4月分の児童扶養手当受給者（申請不要）

②公的年金等受給者（要申請）

公的年金を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。）

③家計急変者（要申請）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変し、児童扶養手当を受給している方と、収入が同じ水準になっている方

#### イ 給付額

児童1人当たり一律5万円（対象児童数：約3万2千人（見込み））

#### ウ 支給スケジュール

・①の令和3年4月分の児童扶養手当受給者（申請不要）

令和3年4月30日 支給済み（支給対象児童数：24,316人）

・②の公的年金等受給者及び③の家計急変者（要申請）

令和3年4月30日から申請受付開始、5月31日から順次支給

### (2) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 本定例会補正予算案

#### ア 支給対象者

横浜市内在住のひとり親世帯以外の子育て世帯のうち、以下①又は②に該当する方

① 令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方（申請不要）

② ①のほか、対象児童（18歳になる年度の末までの子（障害児については20歳未満）※）の養育者であって、以下のいずれかに該当する方（要申請）

※ 令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児も対象とする。

・令和3年度分の住民税均等割が非課税である方

・新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方と、収入が同じ水準になっている方

#### イ 給付額

児童1人当たり一律5万円（対象児童数：約5万3千人（見込み））

#### ウ 支給スケジュール

・①令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者（申請不要）

令和3年6月末日以降、順次支給

・② ①以外の対象者（要申請）

令和3年7月1日より申請受付開始、8月13日より順次支給

（令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児の養育者については、児童手当の新規申請定手続きに合わせて給付要件を確認するため申請不要）

### (3) ひとり親家庭等自立支援事業 **本定例会補正予算案**

#### ア 高等職業訓練促進給付金の支給拡充（※令和3年度の時限措置）

これまでも実施していた、ひとり親の経済的自立に有効な資格の取得に際して、養成機関で修業中の期間の生活費の補助を行う高等職業訓練促進給付金給付事業について、給付の要件となる養成機関での受講期間を従前の「1年以上」から「6か月以上」に緩和し、また対象となる資格を拡充します。

##### (ア) 対象者

養成機関において職業訓練を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父

- ・児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること
- ・養成機関において「6か月以上」のカリキュラムを受講し、対象資格の取得が見込まれる者であること

##### (イ) 新たな対象資格

デジタル分野（Webクリエイター等）、輸送・機械運転関係、技術・農業関係の民間資格等（現行の対象資格：看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、調理師など）

##### (ウ) 支給対象期間

上限4年 ※訓練期間中に限る

##### (エ) 支給額

月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）

※修業の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算

#### イ ひとり親家庭住宅支援資金の貸付（家賃支援）

自立に向けて意欲的に取り組むひとり親について、住居の借り上げに必要な資金の貸付を通じて、就労やより所得の高い職への転職などにつなげ、自立の促進を図ります。

##### (ア) 対象者

個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラム（母子・父子自立支援プログラム）の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者

※自立支援プログラムは、横浜市母子寡婦福祉会へ委託して実施している

「ひとり親サポートよこはま」が策定

##### (イ) 貸付額

月額上限4万円（12か月の範囲）

※1 償還免除の条件：1年以内に母子・父子自立支援プログラムで定めた目標に合致した就職等をし、その後就労を1年間継続したとき

※2 貸付の業務については、横浜市社会福祉協議会が担う予定

#### ウ 横浜市母子家庭等就業・自立支援センターの強化

ア・イの実施に伴い、ひとり親に関する就業・生活等の相談を受け付け、本市におけるひとり親世帯の支援の中心的な役割を果たしている「横浜市母子家庭等就業・自立支援センター（ひとり親サポートよこはま）」について、職員を増員し、体制を強化します。